

小児科救急医療体制検討会規約

(目的)

第1条 「福岡市救急医療協議会」の専門部会として、小児救急医療の分野において主に一次救急医療の場面で生じている課題の解決に向け、小児救急医療体制について検討するため、「小児科救急医療体制検討会」(以下、「検討会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、第1条に掲げる目的達成のために必要な次の事項について、協議・検討を行う。

- (1) 小児一次救急医療の諸課題に関すること
- (2) 前項に関連するその他の救急医療に関すること

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討会の設置期間および委員の任期は、検討が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、必要に応じて、その意見または説明を聞くために、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規約は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表

所 属	役 職	氏 名
福岡市医師会	常任理事	高岸 智也
福岡地区小児科医会	監 事	下村 国寿
福岡地区小児科勤務医会	幹 事	原田 達生
地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院・感染症センター	院 長	福重 淳一郎
九州大学病院	小児科医局長	石崎 義人
福岡大学病院	小児科副診療部長	安元 佐和
九州大学大学院	医学研究院 先端医療医学講座 災害・救急医学分 野教授	橋爪 誠
保健福祉局	理 事	荒瀬 泰子
消防局	救急課長	星川 英一